

神奈川県川崎競馬組合職員の懲戒の手續及び効果に関する条例

(平成 12 年 4 月 1 日条例第 14 号)

改正 (令和 2 年 2 月 25 日条例第 4 号)

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 29 条第 2 項及び第 4 項の規定に基づき、神奈川県川崎競馬組合職員（神奈川県及び川崎市との間で協定した「派遣職員の取扱いに関する協定書」に基づき派遣する職員及び地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項に掲げる会計年度任用職員、以下「職員」という。）の懲戒の手續及び効果について定めるものとする。

(懲戒の手續及び効果)

第 2 条 職員（川崎市から派遣された職員を除く。）の懲戒の手續及び効果については、職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（昭和 26 年神奈川県条例第 54 号）の規定の例による。

2 川崎市から派遣された職員の懲戒の手續及び効果については、職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（昭和 26 年川崎市条例第 46 号）の規定の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 1 条の改正規定中「第 29 条第 2 項」に「及び第 4 項」を加える部分は、公布の日から施行する。